

高校におけるこれからの交通安全教育 連載:第5回

交通安全教育におけるPTAの役割

これまでの回では、主に高校の教育現場に対し、いかに交通安全教育を定着させていくかということを書いてきた。しかし、高校生への交通安全教育のさらなる充実を考えると、忘れてはならないのがPTAの存在である。PTAは学校、家庭、地域社会との連携の核としての役割を担っている。そこで今回は、(社)全国高等学校PTA連合会(以下、全高P連)の交通安全教育に対する考え方や取り組みについて紹介する。

交通安全教育は高校生の健全育成の課題

全高P連は加盟学校数4205校、約228万人の加盟生徒数を抱える組織である。昭和27年に全国高等学校PTA協議会として発足し、これまでに社会教育および家庭教育の充実、学校教育との連携、高校生の健全育成のために様々な事業を展開してきた。

全高P連の相川順子会長は「私たちは『人の命を大切にすること』を健全育成の基本として活動に取り組んでいます。自分だけでなく、他者の命も守っていくという思いやりの心を子どもたちに持ってほしいと考えており、その中で交通安全教育も重要な課題と位置づけています」と話す。

一人でも多くの生徒に補償を提供するために

全高P連が力を入れている取組みの1つに「全高P連賠償責任補償制度」の普及が



全高P連の相川順子会長。青森県高等学校PTA連合会会長でもある

ある。全高P連

では平成14年、完全学校週5日制移行により活動が多様化することで、生徒が加害者となり賠償責任を負う可能性が高まることを憂慮し、同制度を設立した。



この制度は日本国内における生徒またはPTAの加害事故を補償するもので、中には生徒が自転車乗用中に誤って歩行者にぶつかり、ケガをさせた場合も含まれる(下記コラム参照)。

「近年、高校生であっても自転車事故の加害者となり、高額な賠償命令が出ているケースが増えています。保険に入っていない場合は、子ども自身はもちろん家族にとっても、大きな経済的負担となってしまいます。そこで、私たちは掛け金を安く抑え(年間3000円)、一人でも多くの生徒に補償制度を普及させたいと考えたわけです。事故の加害者となった生徒の保護者からも、学校のPTAが保険に加入してくれていて助かったという声をいただいています」と相川会長は制度の意義を説明する。

平成23年9月末現在、全国の1734の高校で100万人を超える生徒がこの制度に加入している。

関係機関・団体を巻き込んだ活動を

「賠償責任補償制度は、あくまでも万一の時に子どもを守るためのセーフティネットです。保険があるから大丈夫というわけではありません。親にとっては、子どもが事故の被害者にも加害者にもならないに越したことはないのです。そこで、各都道府県のPTA連合会や単位PTA(各高校のPTA)が中心となって、交通安全活動を実践しています」と、相川会長は事故防止のための指導が欠かせ

ないと強調する。

例えば、ある単位PTAでは定期的に「朝の挨拶運動」を実施している。この運動には登校中の生徒への自転車指導も含まれている。全高P連では、こうした指導をする場合は校門周辺だけでなく、最寄りの駅や交差点など通学路の主要箇所でも行うように要請している。

「PTAだけでは手が回らないこともあるでしょう。そうした時は警察や交通安全協会、地域のボランティアの方々にも協力をお願いしてほしいのです。関係機関・団体などを巻き込み、連携して活動することもPTAの役割の1つだと思っています」。

加害者になった時の影響を想像してもらおう

今の高校生に必要な指導方法について、相川会長は次のように語る。

「子どもたちは交通ルールに関する知識はある程度持っているはずですが、しかし、ルール違反や危険行動をしてしまう。これを防止するのに重要なのは、もし事故の加害者になってしまった場合、自分や家族はどのような立場に置かれるのか、賠償金を支払った場合に家計はどうなるのか、想像してもらおうことです」。

1つの出来事によって自分や家族の生活設計が簡単に崩れることを保護者や教職員が伝えることで、生徒に「なぜルール違反や危険行動をしてはいけないか」理解してもらおうことができる」と相川会長は訴える。

「子どもが事故の加害者となって相手を傷つけてしまうことは、親としてもつらいわけです。高校の教育現場では、交通安全教育のための時間を割くことが難しいという状況もあると思いますが、繰り返し継続して指導してもらおうことでさらなる効果が期待できると思います」。

基本は保護者から子どもへのはたらきかけ

高校での教育機会を増やすことと同時

(社)全高P連 賠償責任補償制度

●補償の対象となる事故例

- 生徒の行為に起因する賠償責任(児童・生徒賠償責任担保条項)
- ・自転車に乗っていて、誤って人にぶつかってケガをさせた
 - ・トレーニングのため、路上を走っていて誤って他人にぶつかってケガをさせた
 - ・社会奉仕活動中に誤って人にケガをさせた
 - ・買い物中に誤って店の商品を壊した

PTA活動に起因する賠償責任(PTA管理者賠償責任担保条項)

- ・PTA総会で使用するために借用した設備を誤って壊した
- ・PTAの催しで会場設備の不備により来場者にケガをさせた

●掛け金・補償額

	補償を受けることができる方(被保険者)	補償の範囲	支払限度額	掛け金
児童・生徒賠償責任担保条項	・生徒 ・生徒の親権者等の法定監督義務者(総柄は事故発生時のもの)	日本国内における生徒の行為に起因する賠償責任(24時間)	対人・対物合算※ 1事故1億円 免責金額(自己負担額) 1事故5千円 ※対人事故・対物事故合算して1億円が限度となる。	生徒1名あたり 年間300円 (保険料291円+制度維持費9円)
PTA管理者賠償責任担保条項	P T A	日本国内におけるPTA活動の遂行に起因する賠償責任(PTA管理下中)	対人 1名 5千円 1事故 5千円 対物 免責金額(自己負担額)1千円 ※対人事故・対物事故それぞれに適用される。 加害者1名 10万円 保険期間中 500万円 免責金額(自己負担額)1事故5千円	●補償開始日が平成23年4月1日の場合 保険期間中の加入については、月ごとに掛け金が減額となる。

※補償の内容など詳細は(社)全高P連のホームページを参照 <http://www.zenkoupren.org/image/hoken2011.pdf>

●(社)全高P連賠償責任補償制度 高額事故例

事故内容	支払額
自転車で通学中に歩行者に衝突し、脊髄損傷による身体麻痺を負わせた	60,080,000円
夜、街灯のない線路際の道を自転車で帰宅途中、電車が駅に近づいてくるのに気を取られて全力疾走で歩行者に衝突し、死亡させた	39,127,000円 (他保険と被分後、75%)
バイト帰りに自転車で走行中、歩行者をはね、死亡させた	39,246,000円
自転車で坂道を下っていた際、第三者と衝突転倒負傷させ、後遺障害を負わせた	36,281,000円

交通安全教育を次世代にもつなげる

このように交通安全教育のベースになるのは、保護者と子どもとのコミュニケーションであり、保護者は「子どもを事故から守ろう」という思いを常に意識し続けることが大切だ。

「高校や警察が一生懸命指導している中で、親だけが人任せという姿勢ではいけない」と相川会長はいう。子どもにきちんと交通安全を伝えておけば、子どもが高校を卒業し、結婚して親になるというライフサイクルの中で、次世代に向けても交通安全教育の好循環をつくることのできるのだから。

保護者一人ひとりの意識が高まり、PTAと高校、警察や地域が連携して取り組めば、高校生への交通安全教育はさらに充実したものになるだろう。